

IFRS Developments

IFRS 財団が国際サステナビリティ基準審議会を設立

はじめに

重要ポイント

- ▶ IFRS 財団評議員会がサステナビリティ基準審議会(ISSB)を設立した。
- ▶ ISSB は、米州、EMEA 及びアジアに今後、事務所を設ける。
- ▶ 気候に特化した基準及びサステナビリティ開示の一般要求事項を取り扱う基準の公開草案が、コメント募集のため 2022 年第 1 四半期(1~3 月)に公表される見込みである。
- ▶ IFRS サステナビリティ開示基準は、包括的かつ国際的なベースラインを形成し、各法域は、それぞれの実態に沿った追加の要求事項を加えることができる。
- ▶ バリュー・レポーティング財団及び気候変動開示基準委員会は今後 ISSB に統合される。

IFRS 財団(以下、「財団」)評議員会(以下、「評議員会」)は 2021 年 11 月 3 日、COP26(国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議)のファイナンス・デーで、国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board。以下、「ISSB」)の設立を公表した。ISSB の設立と運営を可能とするための財団の定款修正が 2021 年 4 月 30 日に提案されており、今回の公表はそれを受けたものである。

背景

財団は、国際的な会計基準設定の責任を担っているが、ISSB の設立について 1 年以上をかけて審議を重ね、その計画を練ってきた。財団のサステナビリティ基準策定において果たすべき役割や定款の修正について複数の利害関係者からフィードバックを受領した結果、サステナビリティ報告の国際的な一貫性及び比較可能性を改善すべきであるとの要求が高まっており、迅速な行動が必要であることが明確となった。

財団は、新審議会の基盤作りをするため、すでに技術的準備ワーキング・グループ(Technical Readiness Working Group。(以下、「TRWG」))を設立している。TRWG は 2 つの目的で設立された。すなわち、企業価値に焦点をあてる国際的なサステナビリティ報告基準のコンバージェンスを加速させること、及び財団のガバナンス下において ISSB のための技術的準備作業を進めることである。TRWG は以下の代表者から構成されている。

- ・ 金融安定理事会による気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)
- ・ バリュー・レポーティング財団(VRF)
- ・ 気候変動開示基準委員会(CDSB)
- ・ 世界経済フォーラム(WEF)
- ・ 国際会計基準審議会(IASB)

証券監督者国際機構(IOSCO)及びその証券規制当局テクニカル・エキスパート・グループもこの活動をサポートしている。

財団はまた、気候関連事項に関する国際基準を早急に開発する必要性を認識しており、この点は、TRWG がこれまで最も重視してきた点である。ISSB が順調に活動を開始できるよう に、TRWG は、技術的な専門家、コンテンツ及び資源を適切に新しい組織に移管することを 計画しており、専門的な見地からの情報及び提案に関する準備作業を提供することになる。

ISSB の設立及びその所在地

評議員会は、ISSB の議長及び副議長を任命する最終段階にある。また、最大 14 名の審議 会メンバーについても、近々その選定作業を開始することにしている。

ISSB は米州、EMEA 及びアジアといった全世界に複数の事務所を今後設けることにしており、現在、フランクフルト、モントリオール、サンフランシスコとロンドンが予定されている。さら に北京と東京における事務所設置に関する提案も今後審議が続けられる。

サステナビリティ開示基準の開発

基準の名称は IFRS サステナビリティ開示基準(IFRS Sustainability Disclosure Standards)になる。財団は、2022 年第 1 四半期(2022 年 1 月～3 月)にはコメント募集 のための最初の一組の基準草案(ED)を公表し、2022 年下半期(2022 年 7 月～12 月) には気候関連開示基準及びサステナビリティ関連財務情報開示のため的一般原則を定めた 基準の適用を可能にすることを目指すという大胆なタイムスケジュールを設定している。これ らの基準は TRWG が現在進めている準備作業がその基になり、ISSB は、それを基礎に最 初の公開草案を策定する。この準備作業は現在、IFRS 財団のウェブサイト([IFRS - Technical Readiness Working Group](#))で閲覧することができ、ISSB が今後開発 する基準の原案(prototype)も示されている。2022 年のパブリック・コメントに向けて公開草 案をどのような内容にするかは ISSB が今後決めることになるが、サステナビリティ関連のリス ク及び機会を今後どのように報告することになるのか、利害関係者と市場参加者は本原案で おおよそ理解することができる。

ISSB は当初、特定の基準としては気候関連の開示のみを扱うことになるが、一般的な開示 基準の存在により、ISSB 基準への準拠を表明する企業は、(気候関連だけでなく)すべての 重要なサステナビリティ関連情報の開示が要求されることになる。具体的な基準は ISSB に より未だ開発されていないが、一般的な開示基準では、企業は関連性のある開示を識別す るために、他の基準設定主体の公表基準への参照をはじめ、特定のヒエラルキーに従うこと が要求される。

企業が IFRS サステナビリティ開示基準に従って報告することを義務付けられるかどうかは、 各国地域の決定による。IFRS サステナビリティ開示基準の適用と IFRS 会計基準の適用は 運動しておらず、財務報告目的のために IFRS 会計基準を適用している企業が ISSB 基準の適 用を自動的に義務付けられることはなく、その逆も然りである。

他の基準設定主体及び規制機関との相互作用

基準設定の経験を有する複数の組織がすでに TRWG に参加している。そうした組織のうち、 VRF(統合報告フレームワーク(Integrated Reporting Framework)と SASB¹ 基準を内包す る組織)と CDSB は今後 ISSB に統合される。それにより、ISSB が高品質の IFRS サステナ ビリティ開示基準を開発する能力は一層高まることになる。ISSB はまた、財団の統治の下、 IASB と緊密に連携し、IFRS 会計基準(IFRS Accounting Standards)と IFRS サステナビ リティ開示基準との結びつき及び比較可能性を確実なものにしていく。

¹ 米国のサステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)

COP26 気候変動会議のファイナンス・デーで、IOSCO は、財団（民間部門の基準設定主体）と各法域における企業の情報開示を監督する各国の IOSCO メンバー（規制当局）との架け橋になると述べた。この目的のために、IOSCO は財団のモニタリング・ボードにおける議長の役割を担い、基準設定活動を独立して監視していくほか、IOSCO の専門家グループが専門的な観点から IFRS サステナビリティ開示基準草案を詳細に評価していくことになる。

さらに、ISSB は、国際通貨基金（IMF）、世界経済協力開発機構（OECD）、世界銀行、国際連合などからのガイダンスをはじめとして、幅広い専門家の助言を受けることができる。

財団は、開発する基準がサステナビリティ関連財務情報開示に関する包括的で国際的なベースラインになることを意図している。当該基準は、それ単独で使用することも可能であるし、幅広い利害関係者又はその他の公共政策のニーズに応えるために各法域の要求事項と組み合わせて使用することもできる。

ISSB の国際的な存在感により、それぞれ独自にサステナビリティ報告の要求事項を開発してきた国や地域と公式に連携して、それらを基準設定に関与させる仕組みを導入することが可能になる。この連携を確実にするため評議員会は、ISSB と新興市場も含む各国地域の代表者達が、基準設定に関して互いに公式に連携して関与できる仕組みを構築するためのワーキング・グループも別途設立した。

次のステップ

ISSB の設立によって、作成者が企業価値に影響を及ぼす事項について一貫性をもって報告することができる、高品質のサステナビリティ開示基準を提供するための仕組みが構築されたことを意味する。TRWG が準備した 2 つの基準の原案は既に公表されており、ISSB は今後開発する基準の公開草案(ED)を 2022 年第 1 四半期(2022 年 1 月～3 月)に公表する予定である。

弊社のコメント

近年、サステナビリティ報告は様々な利害関係者から更なる関心を集めている。ISSB の設立は、IFRS 財団が国際的な基準設定主体として既に構築した仕組み、デュー・プロセス及び豊富な経験を活かして、国際的に公正妥当と認められるサステナビリティ報告基準を開発するというその役割を果たす上で、重要な一步といえる。

サステナビリティ報告とは、単なるコンプライアンス・プログラムなどではなく、データを収集、分析、解釈することで、サステナビリティ関連の企業のパフォーマンスに関する有用な情報を内外の利害関係者に提供し、より多くの情報に基づく意思決定を可能とするものである。

EY は、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をバーバスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュラランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバー・ファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2021 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバー・ファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 09569-21Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp